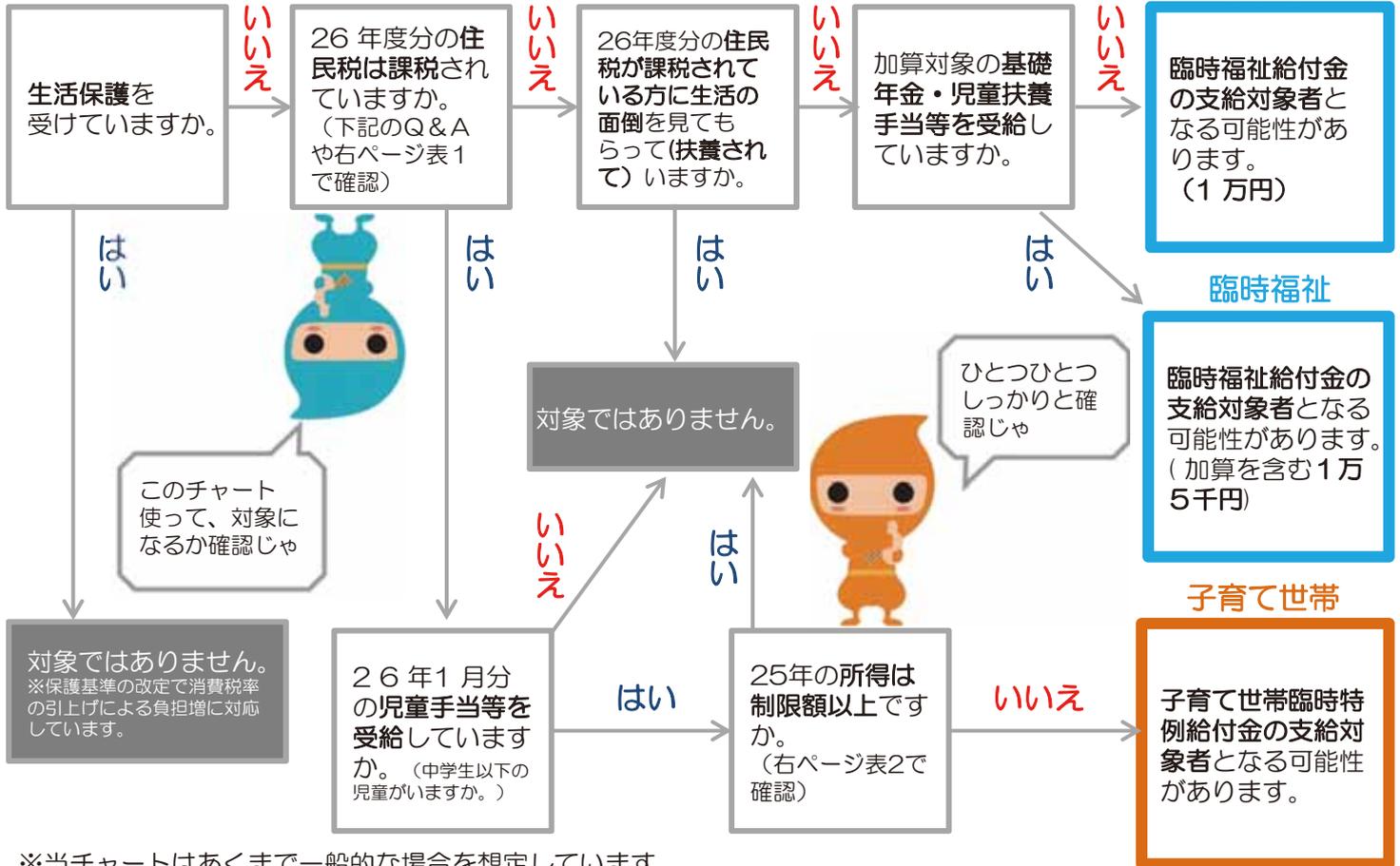


対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

A 例えば、

- ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合（均等割を含む）
- ご自身の給与や年金の収入が右ページの表1の非課税限度額を超える場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A 今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票がある市町村から支給されます。具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A 【臨時福祉給付金】

基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日（1月2日）以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も臨時福祉給付金の対象にはなりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】

基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。